

16 軽油引取税

(1)軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		数 量	
引 取 数 量	①	955,076	
課 税 対 象 と な ら な い 数 量	②	105,934	
差 引	(①-②) ③	849,142	
欠減量	特 約 業 者 分 1/100	7,391	
	元 売 業 者 分 0.3/100	332	
	計 ④	7,723	
課 税 標 準 量	(③-④) ⑤	841,419	
その他(申告納付等)の分	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-	
	炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-	
	み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	165	
	そ の 他	1,450	
	小 計 ⑥	1,615	
	課税対象と数量	燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		軽 油 又 は 燃 料 炭 化 水 素 油 の 販 売 量	-
		炭 化 水 素 油 の 消 費 量	-
		み な す 課 税 さ れ た 軽 油 の 消 費 ・ 譲 渡 量	156
そ の 他		410	
小 計 ⑦	566		
課 税 標 準 量	(⑥-⑦) ⑧	1,049	
合 計	⑤+⑧	842,468	
特別徴収義務者数等	元 売 業 者	本店の数 1 登録事務所等の数 17 75	
	特 約 業 者	本店の数 68 登録事務所等の数 195 472	
	計	本店の数 69 登録事務所等の数 212 547	
	仮 特 約 業 者	本店の数 2 事務所等の数 2	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量①」には、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取りに係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量②」には、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取りに係る免税軽油の数量の合計を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分⑧」には、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油等の数量、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油の数量並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の数量の合計を記載した。
- 「特別徴収義務者数等」には、平成31年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」には、本店(本社)が本県に所在するものを記載した。

○ 事務所別内訳

区 分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩 釜	
特別徴収義務者数	元 売 業 者	-	-	12	4	1
	特 約 業 者	5	18	100	23	10
	計	5	18	112	27	11
引 取 数 量	13,202,933	145,584,185	486,801,469	196,387,636	11,268,419	
課税対象とならない数量及び欠減量	2,379,784	7,806,336	35,197,431	36,605,259	2,605,926	
差 引 課 税 標 準 量	10,823,149	137,777,849	451,604,038	159,782,377	8,662,493	
申 告 納 付 等	35,672	149,672	147,941	149,174	64,603	
合 計 課 税 標 準 量	10,858,821	137,927,521	451,751,979	159,931,551	8,727,096	
調 定 額	348,568	4,427,473	14,501,238	5,133,803	280,140	

(特別徴収義務者数は、平成31年2月末日現在。)

## (2) 課税対象とならない軽油に関する調

(単位:キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量
法第144条の5 関係	輸 出	2	99
	課 税 済 出 米	71	52,613
	小 計 ①	73	52,712
法第144条の6 関係	石 油 化 学 製 品 製 造 業	-	-
法附則第12 条の2の7 第1項関係	船 舶	1,099	12,306
	自 衛 隊 ( 機 械 等 )	2	422
	鉄 道 用 車 両 ・ 軌 道 用 車 両	6	4,303
	農 業 等	8,209	8,517
	林 業 等	56	2,392
	セメント製品製造業	25	392
	生コンクリート製造業	3	26
	電気供給業	-	-
	鉱物の掘採事業	101	18,893
	とび・土工工事業	18	1,363
	鉱さいバラス製造業	1	264
	港湾運送業	9	1,448
	倉庫業	17	204
	貨物利用運送事業	3	45
	鉄道貨物積卸業	-	-
	航空運送サービス業	3	176
	廃棄物処理事業	11	474
	木材加工業	32	1,427
	木材市場業	2	12
バーク堆肥製造業	4	335	
索道事業	7	210	
小 計 ②	9,608	53,209	
アメリカ合衆国軍隊関係 ③		3	13
外国公館等の暖房用ボイラー関係 ④		-	-
合 計 ( ①+②+③+④ )		9,684	105,934

(注)

1 「林業等」には、素材生産業を含む。

2 法第144条の5関係及びアメリカ合衆国軍隊関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成31年2月末日現在における該当特約業者等の数を、法第144条の6及び法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄には、平成31年2月末日現在における免税軽油使用者数をそれぞれ記載した。

(単位:リットル, 千円)

北部	栗原	東部	登米	気仙沼	県 計
-	-	-	-	-	17
10	6	8	7	8	195
10	6	8	7	8	212
7,955,785	17,197,283	42,933,637	8,785,371	24,959,440	955,076,158
1,101,194	7,363,349	14,734,474	2,968,637	2,894,937	113,657,327
6,854,591	9,833,934	28,199,163	5,816,734	22,064,503	841,418,831
49,646	14,454	196,589	90,559	151,329	1,049,639
6,904,237	9,848,388	28,395,752	5,907,293	22,215,832	842,468,470
221,626	316,133	911,504	189,624	713,128	27,043,237